

行したという証拠はない。従って疫学的知見を総合すれば、レビ記の時代にパレスチナ地方に「ハンセン病」は存在しなかったと考えられ、「ツアラアト」が律法に規定された時点では「らい病」は含まれていなかったと考えるべきである。

さて前述したナアマンのツアラアトについてであるが、これはイスラエルの王ヨラムの時代、BC800年代である。パレスチナにおいて「ハンセン病」の病変の考古学的証拠があるのはBC600年代であるが、ナアマンの時代にも「ハンセン病」が存在した可能性は否定できない。

ルカ 4:27 では「預言者エリシャのときには、イスラエルにはツアラアトに冒された人が多くいましたが、その中のだれもきよめられることはなく、シリア人ナアマンだけがきよめられました」とイエスが語っていることから、BC800年代のイスラエルには、何らかの慢性の疾患が「ツアラアト」と見なされていたと考えられる。

従って分裂王国期には、レビ記に規定された本来の「ツアラアト」とは別に、その頃流行し始めた「ハンセン病」が誤って「ツアラアト」と見なされたものが混在するようになった可能性がある。

ウ 聖書神学的視点から

レビ記 13章、14章における「ツアラアト」の規定について、各種注解書でどのように解釈されているのかをまとめてみたい。

マシュー・ヘンリーの注解書¹⁰では、「これは医師によってではなく祭司によって判断されるものであり、病というよりも不浄(uncleanness)である」(私訳)としている。

レビ記の注解書として古典的な名著とされるケログでは、次のような記述がある。ミリアムのらい病についてアロンがモーセに語った「どうぞ彼女を母の胎から肉が半ば滅びうせて出る死人のようにしないでください」という言

葉は、らい病進行時のらい病人の状態を正確に描いていること¹¹。また「無数の病気の中から、律法に知られた最も厳重で最も苛酷な規定と最も入念な儀式の対象」とされている病気がらい病であるとすれば、「最も自然で合理的である」としていること¹²。「すべての病気の中から、らい病が、神に見られた場合の罪の最高の予型として律法に位するよう聖霊によって選ばれた」としていること¹³。「その人全体に影響を及ぼす」ことや「無感覚になる」ことなど、「これ以上に罪の疾患に特徴的なことがあるか」¹⁴など。

ケログの注解の前半部分では、レビ記に記載された「らい病」は、今日的な意味での「らい病」には当てはまらないかのような書き方をしているが、読み進めると上記のように、レビ記の「らい病」が含んでいる神学的な意味は、今日的な「らい病」すなわち「ハンセン病」の特徴に正しく合致すると述べているのである。

これらの記述は今日の視点から見ると極めて不適切であり、長島愛生園長島曙教会牧師の大嶋得雄は、出版社に抗議し、在庫の回収を求め、いのちのこば社はこれに応じている¹⁵。

とは言え、こうしたケログのような見解は、当時の福音派の聖書理解に大きく影響したと思われる。

『新聖書注解』では、レビ記 13:45【新改訳聖書初版】「患部のあるらい病人は、自分の衣服を引き裂き」の注解で「らい病は罪の罰として神から与えられていたので、罪を悲しみ、他の人々と区別するために衣服を裂いた」¹⁶とある。また「その髪の毛を乱し、その口ひげをおおって、『汚れている、汚れている』と叫ばなければならない」という箇所¹⁷の注解では「らい病は汚れの感染度の最も強いもの故、他の人々に注意して、近づかないよう、触らないようにさせる」

¹¹ S・H・ケログ『レビ記』(聖書図書刊行会,1965)P238

¹² ケログ 前掲 P244

¹³ ケログ 前掲 P242

¹⁴ ケログ 前掲 P244

¹⁵ 大嶋得雄『聖書のらいに取組んで』第一巻「キリスト教界の誤解、偏見、差別に対する抗議とその結果」自費出版 2015 P58-66

¹⁶ 富井悠夫『レビ記』新聖書注解(いのちのこば社,1976) P447

¹⁰ Matthew Henry's Commentary on the Whole Bible, vol. 1 (New York: Fleming H. Revell, 1975), P491